

# HAND IN HAND

はんど・いん・はんど

〔女性の結婚観〕

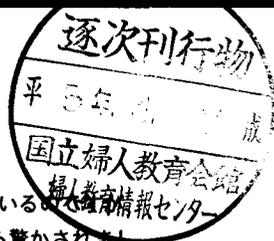
■13年前に書いた本の文庫化にあたって、原稿の手直しをしている。女性たちの結婚観がこの間にずいぶん変わったことに今更ながら驚かされました。たとえば1979年12月に発表された総理府の「婦人に関する世論調査」で未婚女性の結婚観を見ると「一人立ちできればあえて結婚しなくてもよい」と考える女性が全体の40%以上います。1972年の調査では20%にすぎなかったから倍増ですが、それでも「結婚したほうがよい」が6割近くあったわけです。1990年になるとどうか。質問のとり方が違っているので一概に比較できないのですが、「結婚したい人がいなければ無理にしくともよい」や「個人の自由」とする「どちらでもよい」派が20代では74.7%も占め、結婚は「女性の幸福」であり「精神的経済的安定」であり「自然だから」と考える「結婚したほうがよい」派はわずか25.3%にすぎないのです。ずいぶん変わってきたと思いませんか。私は1947年生まれの子の団塊の世代で、上の世代とは違う新しい生き方をしたいと思っていましたけれど、20年前はまだ「25日のクリスマスケーキ」なんて言葉があり、私たちは古い結婚観や女性に課せられた役割期待というものにかなりとらわれていた部分があったと思います。

■今、女性たちの前には多様な選択肢があり、結婚観も生き方も自由になってきました。それでも、結婚すれば98.6%の人が夫の姓を名乗り、出産育児で仕事をやめるのは女であり、夫が妻の転勤のために仕事をやめたり転職するという話は余り聞きません。別姓を選択でき、子どもを育てながら働ける社会の仕組みの整備、離婚の自由が持てる社会、そういうものを女性が勝ちとれるのは、まだ先のことなのでしょうか。  
(円より子)

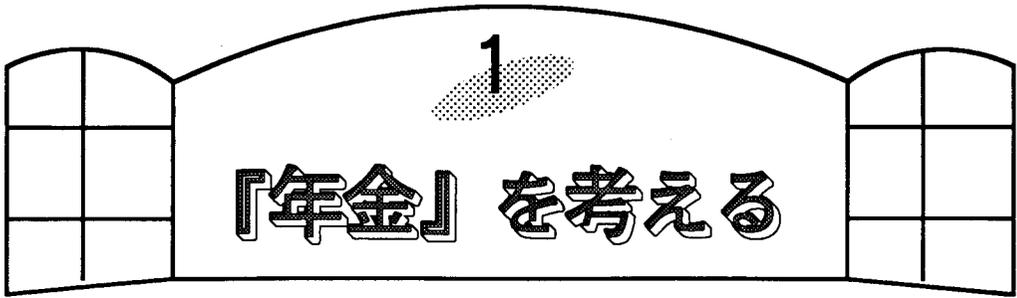
海を渡る鳥は、波間を漂う流木に憩うという。離婚—それは旅の半ばの一つの出来事。新たな旅立ちをした女たちはいま手を取りあい、女であるがゆえの偏見と差別に向きあう。ハンド・イン・ハンドは生きやすい社会をめざし、支えあう女たちの流木である。

第145号 200円 禁無断転載  
【発行日】1993年4月1日  
【発行所】現代家族問題研究所  
東京都渋谷区千駄ヶ谷1-3-23-504  
〒151 電話03(3402)7354、4385  
【発行・編集人】円 より子  
【スタッフ】雪野美子、小林千佳子  
【印刷】(株)日出島

145



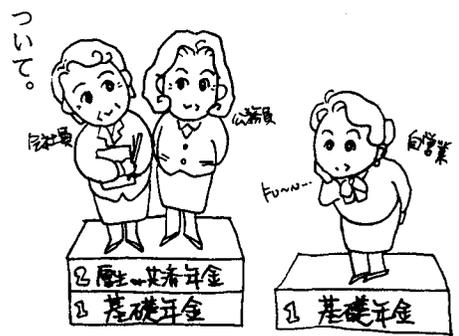
記念シンポジウムにむけて



発足当初は20代30代の会員が圧倒的多数を占めていたハンドも、十数年を経た今では40代の会員が過半数を占めるようになっていました。そこで昨年7月から、「これからはシングル・アゲインの老後をしっかりと考えていこう」ということで、老後への準備を上手に始めていらっしゃる会員の方々を紹介する「嬉しい孤独への助走」の連載を始めました。それからまた現在は、今年7月に開催予定のニコニコ離婚講座第150回記念シンポジウムでハンド会員によるシニアハウス作りを提起すべく、諸々の準備を進めているところです。皆さんには来月号以降でこのシンポジウムに対する要望等をお聞かせいただくアンケートをお願いするつもりですので、その折はよろしくご協力をお願いします。

さて当ハンド紙面でも、今月号から記念シンポと同時に150号を迎える7月号までの間、シンポへ向けての準備の意味も兼ねて、老後を考えていく上でぶつかる種々の問題（年金・貯蓄・老人ホーム・etc.）についての記事を順次取り上げていく予定です。

今回はその第一回目で『年金』に



ついて。

『年金』は、老後の生活資金の主軸ともなるものですから、これがどんなもので、いくらくらい自分もらえるかを知らなければ、老後の青写真を作ろうにも作れません。しかし年金の仕組みは非常に複雑で、特に何度もライフスタイルの変更を迫られる女性の場合、その額を算出するのは困難なため、年金がいくもらえらるのか知る必要性は感じながらも、わからないままにいる人は少なくありません。

そこで今回は、読売新聞社記者で、年金についての知識が深く、講演等でも活躍されている小野田満雄氏に、年金をわかりやすく解説していただきました。

本文は小野田氏のご厚意による寄稿文です。

●年金の基本知識

老後の生活設計の基本的な柱となるのが、厚生年金や共済年金、そして国民年金（基礎年金）等の「公的年金」です。いくらくらい期待できるのでしようか。本題の年金算出の仕方について説明する前に、まずは基本知識からご紹介。

昭和61年から年金制度が大きく変わり、20歳以上60歳未満の国民民はだれでも基礎年金に加入することになりました。厚生年金に加入している民間企業のサラリーマン、OLも、共済年金に加入している公務員も例外ではありません。もちろん自営業者も基礎年金に入ります。

基礎年金は国民年金と同じです。国民年金がスタートした昭和36年から基礎年金が始まったと考えてもいいのです。つまり、昭和36年以降、厚生年金や共済年金に加入した人は、同時に基礎年金（国民年金）にも加入してきたと思ってください。

厚生年金、共済年金の加入者には、つまり、1階部分が基礎年金、2階部分が厚生年金、共済年金の2本立ての年金が支給されるので

◀表1

生年月日	厚生年金(または共済年金との合算)受給資格期間
大正15年4月2日～昭和27年4月1日	20年
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	21年
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	22年
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	23年
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	24年

▶表2

生年月日	厚生年金の受給資格期間
大正15年4月2日～昭和22年4月1日	15年
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	16年
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	17年
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	18年
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	19年

▼表3 女子の支給開始年齢

生年月日(昭和)	支給開始年齢
～7年4月1日	55歳
7年4月2日～9年4月1日	56歳
9年4月2日～11年4月1日	57歳
11年4月2日～13年4月1日	58歳
13年4月2日～15年4月1日	59歳
15年4月2日～	60歳

定額部分の定額単価と報酬比例部分の乗率

生年月日	定額部分の定額単価	報酬比例部分の乗率(%)
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	2,603円	1.000
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	2,522円	0.986
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	2,444円	0.972
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	2,369円	0.958
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	2,296円	0.944
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	2,225円	0.931
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	2,156円	0.917
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	2,089円	0.904
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	2,024円	0.891
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	1,961円	0.879
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	1,900円	0.866
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	1,842円	0.854
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	1,785円	0.841
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	1,729円	0.829
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	1,677円	0.818
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	1,624円	0.806
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	1,574円	0.794
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	1,525円	0.783
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	1,478円	0.772
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	1,432円	0.761
昭和21年4月2日～	1,388円	0.750

す。自営業者は1階部分の基礎年金だけしかもらえません。基礎年金の加入期間が、原則として25年以上あれば、年金をもらえます。厚生年金や共済年金に加入してきた人も、同時に基礎年金にも加入してきたわけですから、25年以上勤めればOKです。ある時は厚生年金、ある時は国民年金に加入した場合でも、両方の加入期間を足して25年以上あればいいです。

「原則として」と書きましたが、もちろん例外もあります。むしろ例外の方が多いです。「表1」のように、生年月日によっては必要な加入期間が20～24年に短縮されます。また「表2」のように、女性なら40歳以降(男性は35歳以降)に厚生年金に加入した場合には、生年月日によって15年～19年にも短縮されます。この加入期間はあくまでも厚生年金だけで15～19年あることが必要で、国民年金と厚生年金を合わせて15年～19年あってもだめです。

加入期間が足りなくて、年金がもらえないときあらめている人がいますが、例外措置がたくさんありますので、絶対にあきらめないでください。厚生年金をもらい始める年齢は女性の場合は「表3」のようになります。原則として男性と同じ60歳からですが、生年月日によっては60歳前からもらえます。しかし、60歳前からもらえる人は厚生年金に20年以上(35歳以降15年加入した人もOK)加入した人に限ります。

●年金額の計算法

さて、ここから本題の年金額の計算法に入ります。昭和19年6月生まれ、48歳になるA子さんにモデルとして登場してもらいましょう。A子さんは22歳で大学を出て金融機関に勤めました。5年後の27歳の時にサラリーマンと結婚、退職しました。厚生年金には5年間加入したことになります。

家庭に入ると国民年金の加入者となりますが、この時はサラリーマンの主婦は任意加入の扱いでしたから、A子さんは入りませんでした。国民年金に加入したのは35歳の時からです。つまり、何の年金にも入っていないかったブランクの期間が8年あることとなります。子どもに手がかからなくなった40歳から再び勤めに出ました。そして現在まで8年間勤めています。A子さんは近く夫と離婚するつもりです。夫も同意しました。A子さんはもちろん勤めは続ける予定です。今いる会社には60歳まで勤めることができます。それまで勤めると、A子さんの年金歴は、厚生年金が25年になります。国民年金は35歳から40歳までの5年間です。もっとも厚生年金の加入期間は、同時に国民年金(基礎年金)の加入期間でもあるので、基礎年金の加入期間は30年ということになります。年金の受給資格期間は十分に満たしています。A子さんは60歳で退職と同時に厚生年金をもらい始めます。この時にもう年金を老齢厚生年金といえます。計算式は2つからなっています。

1つが『定額部分』です。計算式は定額単価×加入月数×物価スライド率となります。定額単価は別表(前ページ)でご覧のように生年月日によって異なります。A子さんの場合は1478円です。加入月数は25年×12カ月で300月です。物価スライド率は、年金額がインフレで目減りしないように、毎年、物価上昇分だけ年金額がアップしていくものです。平成5年度からのスライド率は1.107です。これを全部掛けると約49万円になります。これは年額ですから、月額に直すと約4万1000円です。

もう1つの計算式が『報酬比例部分』です。これは在職中の給料を基にして計算します。給料が多い人ほど年金額は多くなります。

計算式は「平均標準報酬月額×乗率×加入月数×物価スライド率」です。平均標準報酬月額とは在職中の給料の平均額です。女性の場合は男性よりもやはり少なくなるでしょう。20万円として計算しましょう。乗率もやはり生年月日によって異なります。別表のようにA子さんの場合は0.772%になります。加入月数は300カ月。

スライド率は同じ1.107です。全部掛けると、51万3000円ほどになります。月額にして約4万3000円。

定額部分と報酬比例部分を足すと月額で8万4000円です。年金額は毎年少しずつアップしていきます。この額はいまA子さんが60歳になったものと仮定して、現在ならこれだけでもらえるということとです。加入期間が少ないので、年金額も低くなります。

ちなみに、厚生省のモデル年金は、男性の場合で、34年加入して、平均給料が29万円ほどで、妻がいるケースで月に約22万円(妻がいると、いわば妻手当のような加給年金がプラスされます)です。女性の場合でも、30年以上勤めれば、十分とはいえないまでもまずまずの年金をもらえます。

A子さんが65歳になると、国民年金の支給が始まります。この時にもらう年金を老齢基礎年金といえます。しかし、65歳までもらっていた老齢厚生年金にプラスして老齢基礎年金をもらえるわけではありません。定額部分が65歳になると老齢基礎年金に置き替わると考えてください。

老齢基礎年金は、原則として20歳〜60歳まで40年間加入して満額になります。国民年金が昭和36年にできた時に、すでに中高齢だった人は40年なくても満額もらえる場合もあります。満額は平成5年度価格で月に6万1492円です。40年より加入期間が短ければ、その分、年金額は少なくなります。

A子さんの場合は、20歳から22歳までの大学生だった2年間は何の年金にも入っていません。27歳から35歳までの8年間も同じです。つまり10年間のブランクがあります。A子さんは40年入れるところを30年しか基礎年金には加入していません。40年で満額ですから、30年だと、満額の75%で4万6119円になります。定額部分より5000円ほど多くなります。

つまり、A子さんは65歳からは4万6000円ほどに報酬比例部分の4万3000円ほどを合わせると8万9000円をもらえます。

意外に少ない、と思った方がほとんどでしょう。とても生活できるような額ではありませんね。やはり、20万円ぐらいないと、老後の生活設計の太い柱にはなりません。高校や大学を出たら、60歳くらい

ではずうっと働いていかないと、20万円はほど遠い額です。夫婦で長い間、共稼ぎすれば、合わせて30万円から40万円の年金が期待できますから、老後保障はまずまずといえるでしょう。

年金歴は一人ひとり違いますので、数字を当てはめてあなたも計算してみてください。厚生年金の加入期間が、結婚前のOL期間の4、5年ほどしかなく、しかも国民年金に任意加入してこなかった方だと、年金額はきわめて少なくなります。

#### ●個人年金について

ここで、参考までに、生命保険会社などで扱っている個人年金についても触れておきましょう。公的年金では足りない額を自助努力で少しでも補助しようと、最近はこのすごい勢いで加入者が増えています。

若い時から加入し続けていれば、個人年金を受け取るまでに、それだけ保険料を払い込む期間が長くなるし、死亡率も低いので、保険料は少なくて済みますが、40歳台から入ると、その逆で保険料も高くなります。個人年金の額も、イン

フレを考えると、現在価格で月に少

なくとも10万円ぐらいいは欲しいも

のです。具体例で説明しましょう。

個人年金には大きく分けて2つ

のタイプがあります。10年とか15

年、年金をもらう期間が決まって

いる「確定年金」と、亡くなるま

で一生涯もらえる「終身年金」で

す(※)。終身年金はやはり長生き

しないと損です。終身年金にはふ

つう10年の保証期間があって、もら

い始めてからすぐに亡くなって、も

残りの期間分の年金は遺族に支払

われます。確定年金も同様です。

もらい始める年齢も、60歳からと

65歳からが一般的です。公的年金と

なりませぬ。

これと同じ額をもらうのに、仮

に45歳から加入すると、保険料は

月に3万4000円ほどで、年金

をもらい始めるのも65歳からにな

ってしまいます。いや、こんなに

保険料を払えないという人は、保

険料を半分にするれば、もらう年金

もざっと半分になります。

同じ条件で「終身年金」に入

ると、60歳からもらう年金は170万

円ほどで、生涯にわたってもらう

分だけ、確定年金よりかなり少な

くなります。(以上)

※確定年金と終身年金

一般に「確定年金」は公的年金

の給付が開始されるまでのつなぎ

資金に、「終身年金」は公的年金や

企業年金の不足分を補うのに向い

ているといわれているようです。

以下、追加として、老後の生活

資金がどの程度必要かということ

について簡単に触れておきます。

●老後の生活資金はいくら必要？

老後の生活資金が個人に総額い

くら必要かは実際のところ計算不

可能です。何歳まで生きるか、い

つ何が起こってどうなるか等々、予

測のしようもないからです。とは

いえ、大方の額がわかっていない

と備えようありませんから、や

はり計算してみる必要があります。

ではどう計算するといいいのか？

まず、もし今自分が老後を過ご

しているとしたら1カ月に必要と

する生活資金はいくらいくらかを

考えてみます(この場合、趣味や

もしものときのためのゆとり分も

加算しておく)。考えたら次にはそ

の額に未来の物価上昇分をプラス

し(1・1・1・1・5程度を掛ける

とよい)、自分が生きると思われる

カ月数を掛けます。すると老後に

必要な資金の総額が出ます。

例えば、月20万円必要という人

が60歳から平均寿命の85歳まで生

きるとしたら、20万円×1・1倍×

(12×25)カ月=6600万円が老

【映画の紹介】

- ★10歳の娘がいるせいか、他人事に思えなかった2作品。
- ★母親に売春をさせられていた離婚家庭の11歳の少女が施設に入るまでの旅を描いたイタリア映画「小さな旅人」
- ★相米慎一監督の「お引越し」は両親の別居に揺れる小六の少女の話。

# 家計簿 公開



第85回

大阪府 Oさん

【家族構成】

私 33歳(会社員)

長男 8歳(小学校2年)

長女 6歳(保育園年中)

【住居】

3LDKの分譲マンション

★

2年3カ月前、夫が突然家を出ていった別居中です。

夫が出ていった当時は専業主婦でしたから、その約3カ月後からパート(週30時間、大学の情報処理室の事務)に出、また小学校高学年用の学習教材作成の内職を土日を利用して始めました(内訳の原稿料とはこのこと)。

養育費の取り決めは特にはないのですが、最初月々17万円だったのが今では隔月で15万とだんだん減っており、今後はほとんど当てにできませんから、これはもう無いものとして今のところすべて貯蓄に回しています。

現在の住居は夫名義の分譲マン

ションで夫方がローンを払っているの、住居費は管理費と年間約9万円の固定資産税を払うだけで済んでいます。もしここに住めなくなってもいざとなれば奈良にある実家へ帰れるので気は楽です。食費がかさんでいるのは、上の子の友達が3、4人頻りに家に遊びに来るのですが、その彼等のためにお菓子を用意するからです。娯楽費はほとんど使いません。何をやるより今は子どもと遊ぶのが楽しいので特に必要ないのです。

休日の遅い朝、きちんと干された洗濯物の横で下の子とままごとをしている時、もしかしてこれが私の幸せなのかも…なんて思います。洋服は、季節ごとに子どもと自分の必要なものを買う以外は靴下等の消耗品を買う程度です。散髪は自分のものも子どものものも私がかかります。化粧品等にお金を使うことができないのは残念ですが、「モトがいいから」と(虚しい)自己暗示をしています。

医療費はこれからも継続的にかかるものです。下の子がぜんそく持ちで月に数回は内科にかかりますし、また2人とも顎の骨格の関係で歯列矯正の治療や手術の必要

があるからです。歯の矯正は今はまだ上の子しかやっていませんが、これが年間約14万かかります。

貯蓄は、家から最も遠いところにある郵便局の定額を利用していきます。夫が出ていったときの貯蓄残高は9万円。これを見たとき「とにかくお金が欲しい! お金を貯めたい!」と思い、それ以来貯蓄にはできる限り努めています。おかげで今までに当初の10倍くらい貯めることができました。

★

実は今年1月、コンピュータ関連の会社に運良く就職が決定。そのため現在の家計内容はこれとは少し異なっています。教材作製の

仕事は辞めたので収入総額が15万に、養育費が隔月10万円へとダウンしたので。収入の総額が減った分は食費や貯蓄部分を切り詰めることになると思います。でも貯蓄は元の10万円ラインを維持したい。なぜなら最後に頼りになるのは現金だと肝に銘じて思うから(大阪人だなあ)。今は保険より何よりとにかく現金を貯め、リラククスして働けるようになります。また同時に勉強を重ね、簿記や情報処理の資格を数年のうちに取り、会社の中での自分の役割を十分果たせるようになったらいいなと思っています。今はまだプログラミングの研修段階ですが…。

## 家計簿内訳 (1992年11月分)

【収入】	
パート収入	110,000円
原稿料	75,000円
養育費	75,000円
計	260,000円
【支出】	
食費	70,000円
教育費(子ども書籍含む)	6,000円
保育料および学童保育	3,000円
光熱費(電話代、NHK受信料含む)	26,000円
水道料(2カ月分)	3,700円
管理費	18,485円
教育娯楽費(新聞代含む)	4,500円
被服費	10,000円
住居備品費	3,000円
医療・衛生費(歯矯正代含む)	8,800円
貯蓄	100,000円
その他(交際費・給食費含む)	6,515円
計	260,000円

ハンド・イン・ハンドは、みなさんがつくる雑誌です。

みなさんの日常考えていることや、生活の匂いが伝わって

くるような、そんなハンド・イン・ハンドでありたいと

思います。お便りをどんどんお寄せください。

■本来の自信が取り戻せるか不安

(40歳・福岡)

離婚して千葉から福岡へ帰ってきて2カ月、転居した直後は環境の変化とこれからの不安で茫然自失でした。主人に愛人ができての離婚請求でしたので心身共にポロポロになりました。

皆さん、紙面で読む限り明るいので驚いています。離婚直後の精神的に不安定な時を皆さんどう切り抜けてこられたのでしょうか。

人は希望を失っては生きていけないものだと感じます。私にとって希望は子どもであり、家庭であり、また夫であったのですが、夫の愛人の出現でいとも簡単に壊れてしまいました。私の幸せは夫である他者によって支えられていたのです。町を歩いている時、体の中を吹き抜ける喪失感はどうやって埋めたらよいのでしょうか。未だに立ち直れず、本来の自信を取り戻せるのだろうかと不安な気持ちです。皆さんの心理的なケアを教えてください。

■子どもを連れて働くには？

(26歳・富山)

仕事をしたいと思うが、小さい子どもを預けて働くことによるデメリットは何か、仕事を短時間にして子どもといられる時間を長くするにはどうするか、子どもを連れて働ける場所はないか——ということに悩んでいます。

■母子家庭の仕事環境の辛さ実感

(?歳・須賀川)

今、私は頼る所のない母子家庭の仕事環境の辛さを実感しています。差別有り、非難有り、ついに辞めざるをえなくなりました。

確かに子どもが具合が悪い時、保育園は無理ですから仕事を休みます。残業もできません。保育園の行事もあります。でもそれって母子家庭ばかりではないと思います。親と同居してなくて子どもを他にみてくれる人がいない共働きの母親だって同じではないでしょうか？ 母子家庭でも親、兄弟の力をかりられる人はいるでしょう。でも中には頼る所のない人だっていると思うのですが、ハンド・イン・ハンドの会員の方には私と同じような方、おられますか？ もしおられましたら、その方達は

OSAKA通信から

■就職活動中の方へ

(30歳・大阪)

今回、再就職できたのもH I Hの仲間の励まし、アドバイスのおかげです。お礼の気持ちをチャレンジ中の方のお役に立てればとベンをとりました。

私は30歳・無資格・職務経験ほとんどなし。5カ月ほど事務のパートをして、その間にパソコン・ワープロ操作を覚えましたが（ワープロは朝飯前！；できなければ事務の仕事は無い!! と実感しました）。どんな職場でも通用するように、とワープロはローマ字入力力で教えてもらい、現職場でも助かっています。

正社員の仕事探しは、まず求人情報誌です。書類選考でポツ、筆記でポツ、面接でポツ；最初のうちはガククリしていました。何度か経験するうちに免疫もでき平気にもなりました。面接でもアガッテ何をいったか忘れるほどだったのが、平常心で受けられるよう

になりました。

なかなか決まらずに焦っていたときに「履歴書20枚書かなきゃ…」なんていう励ましを受け「自分だけじゃない!!」と思い、乗り越えることができました。

面接前には、受験先の職場の予備知識を得るために、同じような職場の先輩に仕事の内容などを聞いたりました。そのおかげで、面接者にも「仕事に対して具体的なイメージを持ち、やる気がうかがえた」から採用したと言っていたことができました。情報はいくらあっても損はしません。ドンドン集めた方がいいと思います。

また、私は求人情報誌でしたが、職安でもよい条件のところが見つかるようです。他の方の話ですが、職安に通い詰め、職員の方と親しくなって、自分の希望を伝えておくと「条件に合うところがあるけど…」etc 情報を教えてもらえることがあるそうです。

「35歳を過ぎると就職活動が格段に厳しくなる」という大多数の意見を忘れずに、今後のことも考えて、各種資格を取るため勉強しようと思っっています。

現在、「法律事務所」に勤めてお

りますので、職場の雰囲気を知りたいという方はご連絡ください。

#### 振込通信欄から

■H・Hで少しジャンプアップをはじめまして！ 同じビルの

K (38歳・福岡)

さんからこの会を教えてくださいました。私(39歳)、長男(中1)、長女(小5)でマイペースで2年半たちました。今の悩みは仕事のこと。厳しい現状を考えると行動できず生活優先です。考えさせられることの多い日会で私ももう少しジャンプしたいと思います。

■経済的安定は心の安定。でも…

(?歳・岡山)

平成4年4月になんとか就職したものの、予想外に忙しく過かっています。経済的な安定は心の安定なんです。でももっと子どもと過ごしたい!!

■子連れで働く場面の特集を

(?歳・熊本)

毎号楽しみにしています。私も働きだして7年になります。独身の時とは違い、時間もお金も自由に使えませんが、頑張っています。

1. 離婚するとき子ども

の親権者を父としました。子どもとの面接もしないと念書を入れました。私は今後、子どもに会うことはできないのでしょうか。2. 現在、離婚調停中です。別居中、月1回、子どもと父親が会っていました。ところが最近、子どもが会おうの嫌がるようになります。電話がきても「行かない」と断るようになりました。弁護士に、このままだと裁判で親権者を決めよう。もう一度に不利になるといわれました。私にはどうにもできないことなのに不利になるでしょうか。



面接交渉の法的性格は諸説ありますが、大きくは親子

という身分関係から当然に別居親に対して認められる自然権・監護に関する親の権利・健やかに成長発達するための子どもの権利等といわれています。子どもは子どもの権利としてとらえるべきであると思うし、そう解する方が子どもの権利条約(両親に養育監護される権利)にも合致すると思います。が、実務では親の権利という見方が大勢のようです。もっとも親の権利として認める裁判例でも面接交渉が子どもの福祉を害するとき

#### 弁護士 110 番

には許されないとされています。子どもの利益を無視している訳ではありません。親の自然権ととらえても子どもの成長に関する権利ととらえても性格上、放棄できる権利ではありませんので、離婚時に面接交渉しないと約束したとしても、今会うことが特別子どもの利益を害するものでない限り、あなたの面接交渉は認められると思います。話し合いがつかないなら家庭裁判所に調停の申立てをしたらどうでしょうか。離婚調停・提訴中に別居中の親と面接交渉させることはよく問題になるのですが、子どもを実力で奪われる機会になると困るので会わせないことも結構あります。子どもさんが自分で判断できる年齢であれば別段離婚裁判で不利になることはありません。幼い子に別居中の母親の悪口を吹き込んで悪い母親の記憶しか残らなかった子どもの事件で、悪口を吹き込んだ父親を非難して親権者を別居親たる母に指定した優れた判例はありますが、子どもが嫌がるのは仕方ないですよ。ただお父さんも寂しいのだということも教えてあげた方がいいかしら。 弁護士・竹川幸子

子どもを抱えて働く上での出張とか休日出勤、社内旅行等の特集もお願いします。

■離婚準備を進めています

K (7歳・埼玉)

別居して1年3カ月。ハンドに入会して1年たちました。夫との話し合いは進んでいませんが、仕事(育児休職中)を続けるのには有利な資格(消費生活アドバイザー)を取ったり、子育て中の社員が働きやすくなるよう、会社に要請したりして、離婚準備をしています。

■今、ささやかな夢がいっぱい

E・T (7歳・大阪)

昨年8月別居しました。まだ離婚はしていませんが、私は帰る気はありません。原因は「価値観、人生目標の違い」ということになりました。子ども達(娘23歳、息子21歳)は承知してくれました。お風呂のない狭いアパートですが充実しています。二人では何の夢も持てなかったのですが、一人になってささやかな夢がいっぱいあります。「ハンド・イン・ハンド」に支えられて頑張りました。これからもよろしくお願いします。

お便りください

■必ずお返事します。ぜひ手紙を

(7歳・兵庫)

両家の考え方の違い、親離れも子離れもできない夫と義母、二人の家庭を築きたいと焦る私、そしてお決まりの夫の浮気—誰もが、どうしてそんなに我慢していたのとなげく私の1年半の結婚生活でした。それでも私は幸福だと思っていたかった。彼のことを愛してると思っていたから…。

彼と離れて神戸でひとり暮らしをはじめて5カ月。私は今、本当の幸せを探し始めました。2年近く、遠くで見守ってくれた両親のため、涙を流してくれた、本気で怒ってくれた友人のため、そして何よりも自分自身のために、もっともっと幸福にならなければと思っています。

今ひとりりで苦しんでいる方、一緒にがんばりましょう!! お互い本当の幸福を探しましょう。ぜひお手紙ください。必ずお返事しますので。

■高松。r輪島の母子福祉情報を

(25歳・埼玉)

毎月ハンドの会報を楽しみにしております。読むたび皆さんも頑張っているなど実感し、私も元気が出てきます。

先日、別居2年目にしてやっと調停において離婚が成立いたしました。弁護士の高住先生をはじめいろいろな方々に助言をいただき親権も取ることができました。

子どもが小さいのでこれから大変なのかもしれませんが、今までのことに決着をつけることもできてすべてが建設的に考えることができる分、心機一転頑張れるのではないかと思います。

将来の事も考え、来年の4月に技能取得のため子どもと一緒に3年間ほど高松(もしくは輪島)に移り住もうと計画しています。今はその準備を少しずつしています。が、そちら方面の母子福祉の現状や情報をご存じの方がいらっしゃいましたら、どんな小さなことでも構いませんので教えてください。ご連絡お待ちしております。

■事務局便り

★現在停滞気味の運勢も4月が来たら明けるとか…バアツといきたいもんです! 今月32歳になります。光陰矢の如し。(雪野)

★ポカポカ陽気の日が多くなってきました。新年度を迎えて心も新たにスタートです。何となく良いことが、ありそうな気がして…。(小木)

★春の陽気のせい、最近事務所内で伝染性の「笑い病」が流行っています。笑い始めたら止まらないこの恐ろしい病気。完治不能。皆様もお気を付けてください。(向井)

★花粉症の季節がまためぐってきました。うちの近くの新宿御苑は梅が満開。桜もそのうち見頃になると思うのですが、こわくて外に出られません。せっかくの春なのに、家に閉じこもっていて暗いなあと思われるでしょうけど、私は今、山ほどやりたいこと、考えること、勉強したいことがあって、何千時間でも机に向かっていたいという気分です。でも現実には、電話や打ち合わせや会議であっという間に時間が流れていきます。(田)



## 第148回ニコニコ離婚講座

4月24日(土) 午後1時〜4時半  
飯田橋セントラルプラザ6階(JR  
飯田橋駅下車隣り)で。内容は円  
より子と金住典子弁護士による「離  
婚の法律と手続き」。参加費は  
2000円。要電話予約。  
☎03(3402)7354  
★東京の会合  
4月24日(土) 午後6時〜8時半  
アライビル302号室で。

## 会合のお知らせ

★大阪のニコニコ離婚講座  
4月28日(水) 午後1時半〜。大  
阪府立文化情報センター第二セミ  
ナー室(住友中之島ビル5F)で。  
講師は竹川幸子弁護士。

※大阪の5月の講座は、会場の予  
約の都合上お休みです。次回は6  
月26日(土)の午前10時半〜(住

友中之島ビル5F)です。

☎06(393)1331

竹川法律事務所(渡部)

お世話係

★仙台の会合

## チケットプレゼント

①「ポルトガルと南蛮文化」展  
日本とポルトガルとの交流が始  
まって今年が450周年に当たる  
ことを記念した展示会「ポルトガ  
ルと南蛮文化展——めざせ、東方の  
国々」が、全国4カ所で開催され  
ます。開催地と会期は次の通り。

▼東京Ⅱセゾン美術館・4月8日  
〜5月23日▼静岡Ⅱ静岡県立美術  
館・6月1日〜7月4日▼京都Ⅱ  
京都文化博物館・7月13日〜8月30  
日▼大分Ⅱ大分県立芸術会館・9  
月11日〜10月11日。入場料は各地  
で異なりますが、東京の場合は当  
日が大人1100円、高・大800  
円、小・中500円。このうち東  
京の分の招待券を10組(20人)の  
方にプレゼント。

②「ロシア近代絵画の至宝」展

古代から現代に至るロシア美術  
6万点を有するモスクワ国立トレ  
チャコフ美術館。その所蔵品を数多

く展示。1860年代〜20世紀初頭  
のロシア近代絵画の流れを展開。  
▼東京美術館(上野)▼4月10日  
〜6月6日▼大人1100円、小・  
中・高生440円。

このチケットを5組(10人)の  
方にプレゼント。

※希望の方はハガキに「チケット  
①」or「チケット②」希望と書いて  
表記事務所まで。応募多数の場合  
は抽選。当選は発送をもって—。

## シンポジウムのお知らせ

「フェミニズムと母子寮」とい  
うシンポジウムが、5月9日(日)、  
午後1時〜4時半、せたがや女性  
センター・ラプラス(下北沢駅南  
口徒歩5分)11階研修室3・4で開  
催されます(東京都社会福祉協  
会母子福祉部会城南ブロック内母  
子寮主催)。シンポジストは金住典  
子氏、金谷千都子氏(生活コメン  
テーター)、榎原正明氏(母子寮  
長)、林千代氏(淑徳短期大学教授)  
の4人。参加は無料。おむつのと  
れた未就学児は保育室であまり  
ますので、予約、詳しい問い合わせ  
は東京都社会福祉協議会施設担  
当まで☎03(3268)  
7174。